

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業の配置の選定経緯等について

南部広域行政組合公告第1号

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第4条の3第1項の規定により南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書を作成し、配慮書対象事業の配置を選定したので、同条例第4条の7の規定により次のとおり公告する。

南部広域行政組合
理事長 新垣 安弘



令和3年3月29日

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係わる計画段階環境配慮書 配慮書対象事業の配置の選定経緯等

南部広域行政組合（構成市町：糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町の3市3町（以下、「構成市町」という。））ではこれまで、糸豊環境美化センター（平成10年竣工、糸満市・豊見城市清掃施設組合）、東部環境美化センター（昭和60年竣工、東部清掃施設組合）、島尻環境美化センター（昭和55年竣工、島尻消防、清掃組合）でそれぞれごみ処理を行ってきました。しかしながら、島尻環境美化センターのごみ焼却施設は老朽化により平成26年に閉鎖し、糸豊環境美化センターは稼働後22年、東部環境美化センターは稼働後35年といずれも施設の老朽化に伴う劣化が激しく、安定したごみ処理サービス提供のためにも新たなごみ処理施設の整備が喫緊の課題となっています。

このような状況を背景に、ごみ処理の効率化と財政負担の低減のため、平成30年4月に南部広域行政組合と糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合及び島尻消防、清掃組合（清掃事務のみ）の3清掃組合との統合を行いました。

本事業は、南部広域行政組合の構成市町におけるごみ処理広域化の実現に向けて、現在稼働している上記3施設を一元化した新たなごみ処理施設（焼却処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）を建設することを目的としています。

事業実施想定区域は、八重瀬町の南部に位置し、太平洋に隣接している都市計画区域外にあり、現状は畜産業が営まれています。また、自然環境保全地域、自然遺産、鳥獣保護区、風致地区等には指定されていません。

施設配置の検討

本施設の整備に当たって、以下の前提条件を基に計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）では、A案及びB案の2案を検討しました。（施設配置検討図案参照）

- ・管理棟への来場者、見学者は場内のごみ搬入搬出動線と極力分離するとともに、敷地のプラントエリアなどの奥深くに入らずにアクセス出来るように、管理棟を敷地入口付近に配置する。
- ・見学者の安全を確保するため、管理棟と工場棟を渡り廊下で往来できるものとする（搬入動線を横切らない）。
- ・管理棟は、将来の最終処分場設置を前提に、共通の管理棟となるため、両施設にアクセスしやすいように配置する。
- ・料金の受け渡しや搬入者対応などのため、計量器は管理棟付近に配置（職員の移動もしやすい）するとともに、入口、出口それぞれ計量可能とする。
- ・搬入車両と搬出車両は基本的に交差しないように動線を計画する。
- ・工場等への進入、退出不論が無理なく出来るよう緩やかに曲がれるように配置する。
- ・工場棟内では出入口を別々の一方通行にする。
- ・場内動線は、左側通行の一方通行にする。
- ・工場棟、管理棟の周りを周回可能なように空閑地（管理用道路設置予定）を確保する。
- ・職員駐車場（プラント運転職員用）は来場者用駐車場とは別に工場棟の付近に配置する。
- ・管理職員（管理棟駐在）の駐車場は管理棟駐車場の一部を使用する。

A案は敷地を北側に配置し、焼却施設及び煙突を東側に配置することで、西側に位置する眺望地点である「具志頭城址」から離隔をとり、景観面に配慮した計画としました。

B案は敷地を南側に配置し、焼却施設及び煙突を東側に配置することで、北東側に位置する集落から離隔をとり、周辺集落に配慮しました。

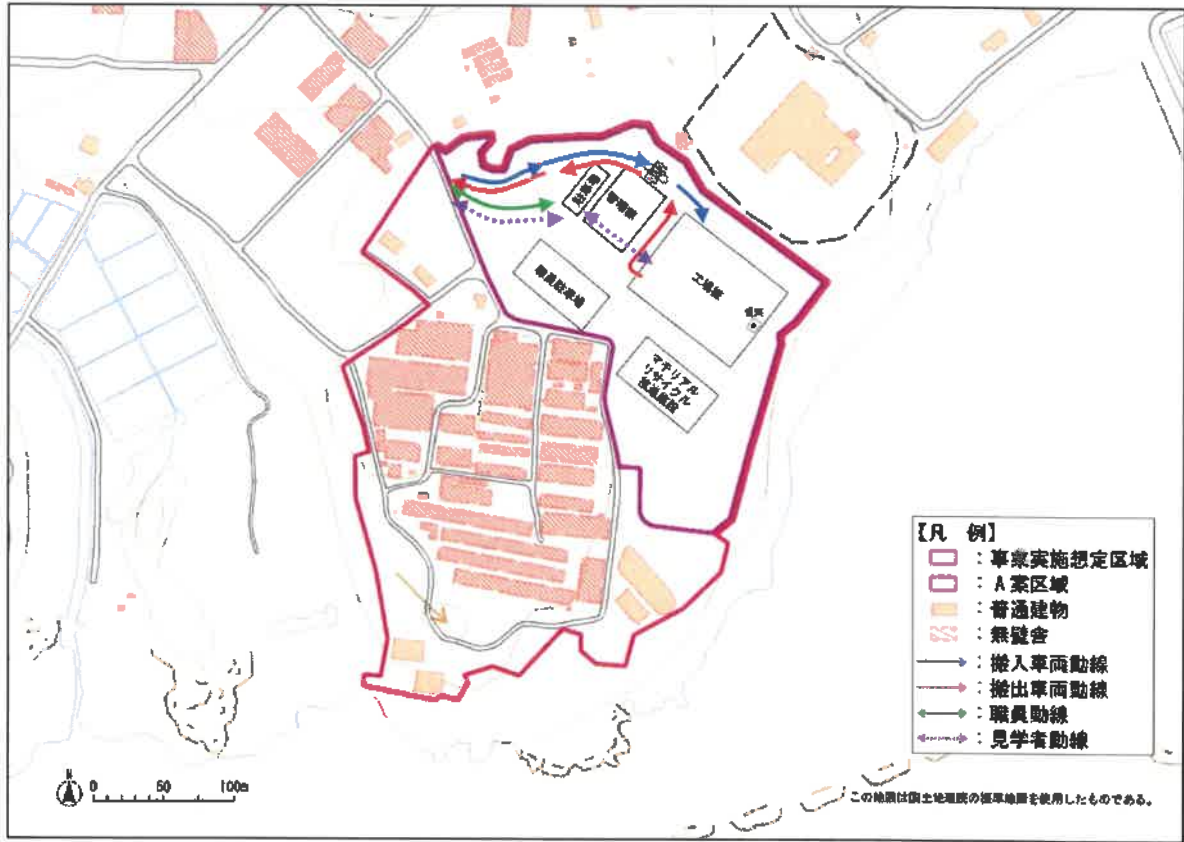
配慮書では、悪臭への影響の面で、A案がわずかに優れているものの、B案においても環境への影響はほとんどなく、総合評価としてはA案とB案は優劣がつけがたいと評価されました。

この配慮書を公表して住民説明会を開催し、知事、八重瀬町長、南城市長、糸満市長及び一般の意見を求めたところ、後述のような意見がありました。その中で、事業計画に対して主に以下の環境配慮が求められています。

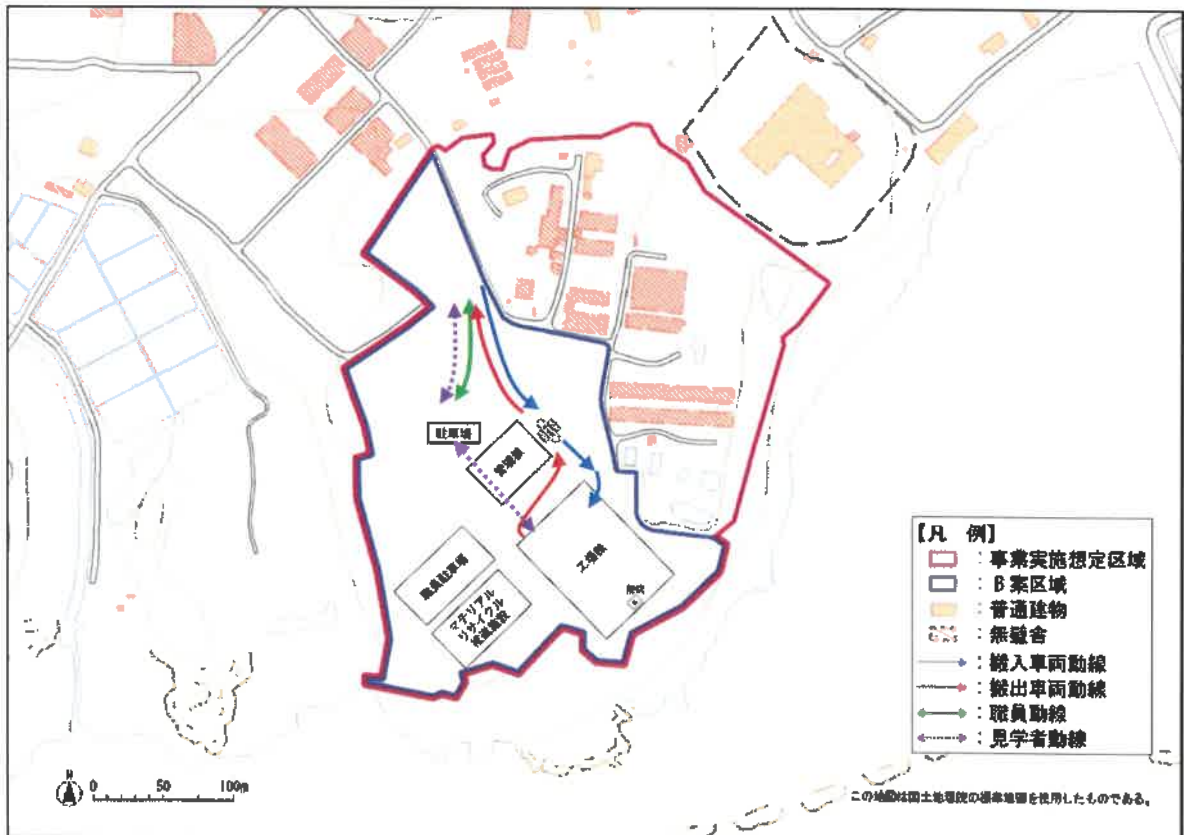
- ・事業実施想定区域周辺には学校及び住居等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在していることに加え、従来から畜産業による悪臭問題が続いている地域であることから、施設の配置等に配慮すること。
- ・廃棄物運搬車両等の増加に関しては、施設の配置及び走行ルートの検討にあたって、大気質、騒音、振動等への影響を可能な限り回避・低減すること。
- ・事業実施想定区域の周辺には「具志頭城址」等の主要な眺望点が存在するほか、複数の住居及び学校等の多くの人々が日常的に生活及び利用する施設等が存在することから、構造物の配置の検討に当たっては、主要な眺望点及び身近な眺望点からの眺望の特性等を把握し、景観の変化について配慮すること。

施設配置検討図案

【A案】



【B案】

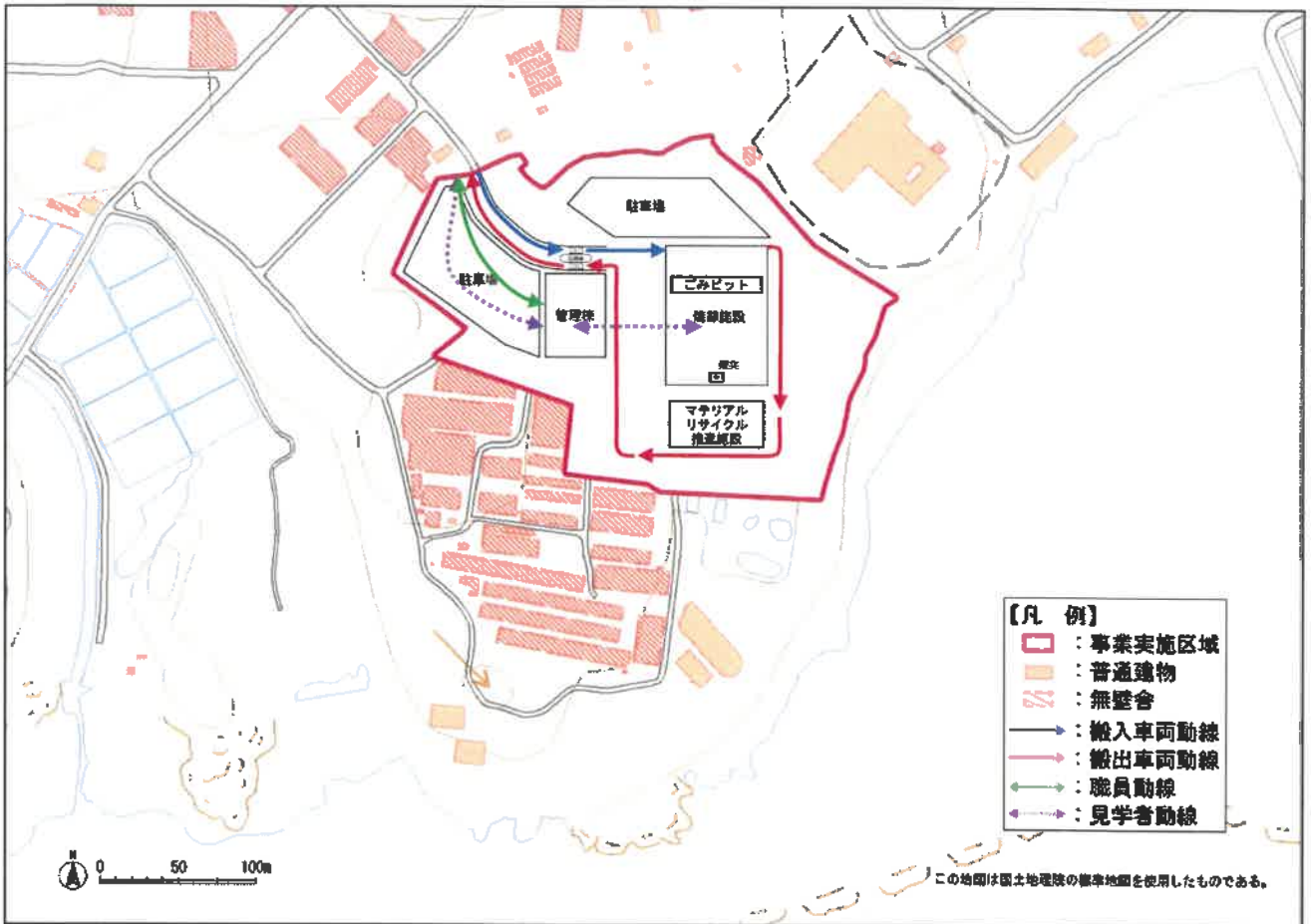


施設配置の選定

施設配置検討図案【A案】は北側に焼却施設等を配置し、南側に将来建設する最終処分場を配置するため、最終処分場が建設されるまでに畜産業が一時的に残存する場合にも集落から離隔をとれるため、集落への悪臭の影響を低減することが可能となります。さらに、施設配置検討図案【A案】は焼却施設及び煙突を東側に配置し、西側に位置する眺望地点である「具志頭城址」や「具志頭浜」から離隔をとり、景観への影響に配慮した案となっており、また、配慮書への意見や公表後の検討結果から、以下の事項を考慮し施設の配置については施設配置検討図案【A案】が望ましいと考える。

- ・集落から離隔をとり、本施設による悪臭等への影響を低減するため、敷地北側に駐車場を配置し、焼却施設等の施設を南東寄りに設置しました。
- ・集落への悪臭の影響を低減するため、ごみピットを敷地境界から離隔し、プラットホームの出入口を南北から東西方向としました。
- ・本施設による集落への騒音等の影響を低減するため、騒音の影響が大きいマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）を集落から離れた南側に配置するとともに、遮へい効果を考慮し、北側に焼却施設を設置しました。
- ・集落から離隔をとり、集落への圧迫感を低減するため、煙突は焼却施設の南側に設置しました。
- ・保安林の改変を回避するため、事業実施区域内に保安林が含まれないよう考慮しました。
- ・計量待ちの車両が敷地外に滞留することを防止するため、敷地入口から計量棟までの距離をなるべく長く確保するとともに、混雑時の臨時待機場として北側の駐車場の西側に空きスペースを確保しました。
- ・見学者等の安全に配慮し、見学者動線をごみ搬出入車動線と完全に分離するため、駐車場を敷地出入口付近に配置し、駐車場から直接管理棟にアクセスできるようにしました。
- ・畜産事業者の事業が継続しやすいよう、原水槽、浄化槽、調整槽、最終沈殿槽、分娩舎等からの汚水の流入経路を残存するように配慮し、主に事業実施区域の南側の形状を変更しました。
- ・事業実施区域は、A案及びB案を併せた約 96,000m² からA案を基本とした約 50,000m² に変更しました。

施設配置選定図



知事意見



環政第1289号
令和2年12月17日

南部広域行政組合 理事長 新垣安弘 殿

沖縄県知事 玉城康徳



南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する
知事意見について

令和2年11月2日付けで送付されたみだしの計画段階環境配慮書について、沖縄県
環境影響評価条例第4条の5の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの
意見を述べます。

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（以下「配慮書対象事業」という。）は、糸島環境美化センター、東部環境美化センター及び島尻環境美化センターの施設の老朽化を背景に、南部広域行政組合の構成市町におけるごみ処理広域化の実現に向けて、当該3施設を一元化した新たなごみ処理施設を整備することを目的としている。

事業実施想定区域は、八重瀬町南部の太平洋に隣接する都市計画区域外に位置し、現在、畜産業が営まれている。区域周辺には、住居、学校等の環境保全について配慮が特に必要な施設が複数存在しているほか、区域に隣接する海岸国圃には保安林が分布し、沿岸域は沖縄県の自然環境の保全に関する指針において、評価ランクⅠ（自然環境の厳正な保護を図る区域）となっていることから、生活環境及び自然環境に対して十分に配慮が必要な地域である。

このような地域特性や焼却施設等の設置に係る事業特性を踏まえ、本計画段階環境配慮書（以下「本配慮書」という。）では、重大な環境影響のおそれがある計画段階配慮事項として、大気質、悪臭、景観を選定しており、2つの案ごとに予測及び評価を行っている。

一方、騒音、振動及び低周波音の発生源となり得る焼却設備及び破碎設備等の具体的な仕様はまだ未定ではあるが、本配慮書対象事業の実施に伴う影響要因により、これらの環境要素に影響を及ぼすことが懸念される。

配慮書手続では、事業計画の検討段階を対象としており、事業の早期段階において、より柔軟な環境配慮を講じることによって効果的に環境影響の回避、低減を図ることを目的としていることから、今後、施設の機械・設備の種類及び規模並びに配置（以下「配置等」という。）を検討する際には、懸念される環境への影響について十分に配慮する必要がある。

については、施設の配置等の選定に当たっては、下記に示す事項について十分に検討した上で行うこと。

また、沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組としてSDGsを推進することとしており、環境影響評価制度はSDGsが目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業に係る環境影響評価に当たっては、SDGsの理念に基づき、適切に実施していただきたい。

記

1 総論

(1) 事業実施想定区域では、現在、畜産業が営まれており、従来、畜舎からの悪臭や畜舎排水等の問題が提起されている地域である。については、本配慮書対象事業における環境影響評価を実施するに当たっては、各環境要素において、現況からの環境要素の変化のみに着眼することなく、より良い環境づくりを図る観点を取り入れた上で、本配慮書対象事業の実施による環境影響の回避・低減のための環境保全措置を検討すること。

また、事業実施想定区域周辺は貴重な自然海岸が残る地域であることから、区域内に位置する保安林については、関係行政機関等と十分な協議・調整を図った上で、可能な限り改変を回避するよう検討すること。

(2) 事業実施想定区域では将来的に最終処分場の建設も計画されているが、最終処分場ができるまでの間の畜産業の継続に係る調整状況が明確に示されていないことから、畜産施設の残

置状況によっては、本配慮書対象事業の実施による複合的な影響が懸念される。ついては、事業計画を検討するに当たっては、畜産業者含め関係者と十分な協議・調整を図ること。また、施設の配置等の選定及び環境影響評価の実施に当たっては、当面の間、畜産業の実施による影響が残る可能性の検討も踏まえた上で、複合的な影響が想定される場合は、その影響についても適切に予測及び評価を行うこと。

- (3) 本配慮書対象事業では、焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の機械・設備の種類や規模等が未定であることから、施設配置計画の選定に加えて、今後検討するこれらの機械・設備の種類や規模等については、以下の事項について、総合的に検討し、可能な限り環境への影響を回避・低減する計画とすること。

2 各論

(1) 大気質、騒音、振動及び低周波音について

事業実施想定区域周辺には、学校及び住居等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在していることに加え、本配慮書対象事業では、騒音、振動及び低周波音の発生源となり得る焼却設備及び破砕設備が設置されること、並びに廃棄物運搬車両等による交通量の増加が想定されることから、事業の計画段階において、周辺地域への大気質、騒音、振動及び低周波音の影響を可能な限り回避・低減を図ることが求められる。

ついては、施設の配置等の選定並びに廃棄物運搬車両の走行ルートの検討に際しては、大気質、騒音、振動及び低周波音による生活環境への影響についても配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

(2) 悪臭について

事業実施想定区域周辺には学校及び住居等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在していることに加え、事業実施想定区域周辺は、従来から畜産業による悪臭問題が続いている地域であり、現況でも悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制基準値を超過する地点も存在することから、悪臭は、格段の配慮を要する環境要素である。加えて、本配慮書対象事業では3市3町の広域から廃棄物運搬車両が集まって走行することが想定されることから、廃棄物運搬車両の走行に伴う周辺地域への悪臭の影響の程度も検討した上で施設の配置等に配慮する必要がある。

ついては、施設の配置等の選定に際しては、事業実施想定区域及びその周辺の風向等も考慮した上で、廃棄物運搬車両等の走行に伴う悪臭による周辺地域の生活環境への影響に配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

(3) 景観について

事業実施想定区域の周辺には八重瀬町景観計画において雄大な海岸や海原を望むことができる眺望点とされている「具志頭城址」等の主要な眺望点が存在するほか、複数の住居及び学校等の多くの人が日常的に生活及び利用する施設等が存在する。また、本配慮書対象事業では、最大想定でも50mを超える視認性の高い構造物が生じる事業であることから、本配慮書対象事業の実施により、これら主要な眺望点及び身近な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

ついては、煙突をはじめとした構造物の配置の検討に当たっては、主要な眺望点及び身近

な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握し、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した上で、景観の変化について配慮するとともに、八重瀬町景観計画との整合を図り、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

3 方法書以降において講ずるべき措置について

- (1) 配慮書対象事業に係る位置・規模に関しては、環境衛生関係市町村理事協議会を経て選定した経緯があるが、本配慮書では、事業実施想定区域の選定過程の詳細が示されていない。については、方法書以降の環境影響評価図書では、対象事業実施区域等の選定経緯を詳細に記載すること。
- (2) 事業計画における余熱の回収利用に当たっては、可能な限り最新の技術を採用し、発電等によって温室効果ガスの低減が図られるよう検討すること。また、廃棄物の排出抑制等、循環型社会の構築に向けた環境教育も併せて実施できる施設整備計画についても検討すること。
- (3) 工事計画について、「工法・工種」、「重機投入計画」、「資機材搬入計画」、「雨水排水計画」等の詳細な内容を明らかにすること。また、事業実施想定区域は石灰岩地質であることから、ごみピット設置に伴い無削減の増加が想定される場合は、ランプウェイを設置する等、可能な限り土工量の発生抑制を検討し、水源地及び地形・地質等への影響を回避・低減する計画とすること。
- (4) 施設等の存在及び供用時において、降雨によって施設敷地から発生する雨水排水について、処理計画の詳細な内容を明らかにすること。
- (5) 事業実施想定区域及びその周辺の地質は、石灰岩質の基盤となっているが、多孔質で弱い地形と考えられる。また、同区域及び周辺の海岸には離水ノッチ等の重要な地形も存在することから、工事の実施に伴うこれら重要な地形・地質へ影響することが懸念される。については、地形・地質を環境影響評価項目として選定することを検討すること。また、地形の改変による影響の程度によっては、地下水等の水象への影響も懸念されることから、必要に応じて、地下水を含めた水象についても環境影響評価項目として選定することを検討すること。
- (6) 工事の実施に伴う赤土等の水の濁りの発生が想定されることから、集水域等を含めた赤土等の対策施設の配置及び処理後排水の放流先について明らかにするとともに、濁水の地下水への流入の可能性の検討も踏まえ、赤土等による水の濁りを環境影響評価項目として選定することを検討すること。
- (7) 事業実施想定区域に近接する海域は、沖縄県の自然環境の保全に関する指針において、ランクⅠの自然環境の厳正な保護を図る区域となっており、工事の実施に伴う赤土等による水の濁りによるこれら重要な海域への影響が想定されることから、その影響の程度により、海域生物及び生態系への影響が懸念される。については、海域生物及び生態系を環境影響評価項目として選定することを検討すること。

八重瀬町長意見

八重住第 962 号
令和 3 年 1 月 26 日

南部広域行政組合
理事長 新垣 安弘 殿

八重瀬町長 新垣 安弘



南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価
(計画段階環境配慮書)に関する意見照会について(回答)

令和 2 年 11 月 2 日付南広行新第 97 号にて照会のありました標記の件について、下記のとおり意見書を提出します。

記

・意見書 別紙のとおり

(別 紙)

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価(計画段階環境配慮書)に関する意見書

1. 配置複数案について

配置案については、将来的な周辺の土地利用及び公害防止目標を考慮し決定すること。

2. 公害防止計画について

①大気質について

焼却施設・マテリアルリサイクル施設の設計、機械設備等の選定に際しては、環境基準への影響等に配慮し、その影響を回避・低減する計画とすること。

②施設からの騒音、振動、悪臭、粉塵等について

事業想定区域近くに高等学校及び集落があるため、特に騒音、振動、悪臭、粉塵等に関しては最大限配慮した計画とすること。

3. 景観について

①眺望点の抽出について

計画段階配慮書において、主要な眺望点の抽出を遠景で評価をしているが、事業想定区域周辺集落等(自治会公民館、海岸)からの評価も行うこと。

②施設について

建物構造や色彩等についても景観に配慮した計画とすること。
また、煙突の高さについては圧迫感を与えないよう、可能な限り低く抑えた計画とすること。

4. その他

①交通関連について

事業想定区域近くに高等学校及び集落があり、施設整備に伴う交通量の増加により、交通渋滞が懸念される。

また施設完成後においては、将来的な交通量に配慮し、ごみ収集運搬車両がスムーズに施設内に搬入できる道路整備計画とすること。

②その他

地震、津波等の自然災害の対策等についても十分に検討を行うとともに、周辺住民の避難場所としての機能を備えていただきたい。

当該計画地は、畜産事業者が存しており、事業実施においては事業者の意向と町の意見を聴取し、計画的な移転計画を立て、対応していただきたい。

町の将来的な土地利用計画にも配慮していただきたい。

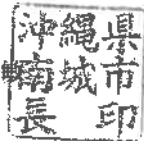
南城市長意見



南市生第 920号
令和3年1月15日

南部広域行政組合
理事長 新垣 安弘 殿

南城市長 瑞慶覧 長



南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価（計画段階環境配慮書）
に関する意見照会について（回答）

令和2年11月2日付け、南広行新第97号で依頼のありました意見は、別紙のとおりです。

別紙

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価（計画段階環境配慮書）
に関する意見照会について

環境影響評価（計画段階配慮書）に対する意見

本市に提出された環境影響評価（計画段階配慮書）では「A案の施設配置計画」、「B案の施設配置計画」のそれぞれの配置計画における最大の環境負荷を前提として予測・評価されており、環境への影響に最大限配慮された計画段階環境配慮書であると認められる。

従って、本市は、この環境影響評価（計画段階配慮書）については、適正に予測・評価されているものと判断する。

糸満市長意見



糸市生第 713 号
令和 3 年 1 月 15 日

南部広域行政組合
理事長 新垣 安弘 殿

糸満市長 高銘 真栄



南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価
(計画段階環境配慮書)に関する意見照会について(回答)

令和 2 年 11 月 2 日付け南広行新第 97 号で照会のあった標記の件について、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

意見書：別紙のとおり

(別紙)

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価（計画段階環境配慮書）
に関する意見

1 大気質、悪臭について

計画施設は、大気汚染物質、有害物質の発生が想定される施設であるばい煙発生施設に該当するほか、ごみの貯留・処理に伴う悪臭の発生、誘引送風機、蒸気復水器、粗大ごみ破砕機などの設備の稼働に伴う騒音・振動、低周波音の発生が想定されます。

本市の、事業実施想定区域から環境影響を受ける範囲（5.5 km）とされる区域には、2つの自治会、学校等教育施設が2施設、病院が2施設、福祉施設が1施設、文化施設が2施設あり、大気汚染防止法に定められた排出基準を順守することのほか、有事の際には、本市の住民や関係者、事業者へ丁寧な説明等、細やかな対応をお願いします。

2 景観について

環境影響を受ける範囲内には平和折念公園が存在し、季節を問わず、県内外より多くの方が慰霊に訪れます。平和の礎付近からは、事業実施想定区域を眺望することができます。可能な限り煙突のボリューム軽減を図るほか、周辺環境と調和した施設とするよう要望します。

3 その他

構成6市町から多くの塵芥収集車が集まるため、搬入時に渋滞することが予測されます。車両待機場所についても、適切に確保いただき、スムーズな搬入が実施できるよう要望します。

知事意見に対する配慮書事業者の見解

知事意見	配慮書事業者の見解
<p>配慮書手続では、事業計画の検討段階を対象としており、事業の早期段階において、より柔軟な環境配慮を講じることによって効果的に環境影響の回避、低減を図ることを目的としていることから、今後、施設の機械・設備の種類及び規模並びに配置（以下「配置等」という。）を検討する際には、懸念される環境への影響について十分に配慮する必要がある。</p> <p>ついでには、施設の配置等の選定に当たっては、下記に示す事項について十分に検討した上で行うこと。</p> <p>また、沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組としてSDGsを推進することとしており、環境影響評価制度はSDGsが目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業に係る環境影響評価に当たっては、SDGsの理念に基づき、適切に実施していただきたい。</p>	<p>施設の配置等の選定に当たっては、可能な限り環境影響を回避・低減する計画とします。</p> <p>また、環境影響評価に当たっては、「沖縄21世紀ビジョン」の将来像の実現に向けて、SDGsの理念に基づき適切に実施いたします。</p>
<p>1 総論</p> <p>(1)事業実施想定区域では、現在、畜産業が営まれており、従来、畜舎からの悪臭や畜舎排水等の問題が提起されている地域である。ついでには、本配慮書対象事業における環境影響評価を実施するに当たっては、各環境要素において、現況からの環境要素の変化のみに着眼することなく、より良い環境づくりを図る観点を取り入れた上で、本配慮書対象事業の実施による環境影響の回避・低減のための環境保全措置を検討すること。</p> <p>また、事業実施想定区域周辺は貴重な自然海岸が残る地域であることから、区域内に位置する保安林については、関係行政機関等と十分な協議・調整を図った上で、可能な限り改変を回避するよう検討すること。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、環境影響の回避・低減のための環境保全措置を検討し、事業実施区域周辺のより良い環境づくりに努めます。</p> <p>また、区域内に位置する保安林については、関係行政機関等と十分な協議・調整を図った上で、可能な限り改変を回避するよう検討いたします。</p>

知事意見	配慮書事業者の見解
<p>(2) 事業実施想定区域では将来的に最終処分場の建設も計画されているが、最終処分場ができるまでの間の畜産業の継続に係る調整状況が明確に示されていないことから、畜産施設の残置状況によっては、本配慮書対象事業の実施による複合的な影響が懸念される。ついては、事業計画を検討するに当たっては、畜産業者含め関係者と十分な協議・調整を図ること。また、施設の配置等の選定及び環境影響評価の実施に当たっては、当面の間、畜産業の実施による影響が残る可能性の検討も踏まえた上で、複合的な影響が想定される場合は、その影響についても適切に予測及び評価を行うこと。</p>	<p>事業計画の検討に当たっては、最終処分場ができるまでの間の畜産業の継続について、畜産業者等との関係者と十分な協議・調整を図ります。</p> <p>また、本事業と畜産業による複合的な影響が想定される場合は、その影響についても適切に予測及び評価を行います。</p>
<p>(3) 本配慮書対象事業では、焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の機械・設備の種類や規模等が未定であることから、施設配置計画の選定に加えて、今後検討するこれらの機械・設備の種類や規模等については、以下の事項について、総合的に検討し、可能な限り環境への影響を回避・低減する計画とすること。</p>	<p>焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の機械・設備の種類や規模等は、総合的に検討し、可能な限り環境への影響を回避・低減する計画とします。</p>
<p>2 各論</p> <p>(1) 大気質、騒音、振動及び低周波音について</p> <p>事業実施想定区域周辺には、学校及び住居等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在していることに加え、本配慮書対象事業では、騒音、振動及び低周波音の発生源となり得る焼却設備及び破碎設備が設置されること、並びに廃棄物運搬車両等による交通量の増加が想定されることから、事業の計画段階において、周辺地域への大気質、騒音、振動及び低周波音の影響を可能な限り回避・低減を図ることが求められる。</p> <p>ついては、施設の配置等の選定並びに廃棄物運搬車両の走行ルートを検討に際しては、大気質、騒音、振動及び低周波音による生活環境への影響についても配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。</p>	<p>施設の配置等の選定並びに廃棄物運搬車両の走行ルートを検討に際しては、大気質、騒音、振動及び低周波音による生活環境への影響についても配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とします。</p> <p>なお、施設の配置等の選定では、本施設による環境影響を低減するため、主に以下としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の影響が大きいマテリアルリサイクル推進施設を集落から離れた南側に配置するとともに、遮へい効果を考慮し、北側に焼却施設を設置する。 <p>また、廃棄物運搬車両の走行ルートは国道 331 号から計画地に接続する搬入路を整備し、廃棄物運搬車両が集落内を往来しないようにする等の検討を行い、可能な限り生活環境への影響を回避・低減する計画とします。</p>

知事意見	配慮書事業者の見解
<p>(2) 悪臭について</p> <p>事業実施想定区域周辺には学校及び住居等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在していることに加え、実施想定区域周辺は、従来から畜産業による悪臭問題が続いている地域であり、現況でも悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく規制基準値を超過する地点も存在することから、悪臭は、格段の配慮を要する環境要素である。加えて、本配慮書対象事業では、3 市 3 町の広域から廃棄物運搬車両が集まって走行することが想定されることから、廃棄物運搬車両の走行に伴う周辺地域への悪臭の影響の程度も検討した上で施設の配置等に配慮する必要がある。</p> <p>については、施設の配置等の選定に際しては、事業実施想定区域及びその周辺の風向等も考慮した上で、廃棄物運搬車両等の走行に伴う悪臭による周辺地域の生活環境への影響に配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。</p>	<p>施設の配置等の選定に際しては、施設からの臭気や廃棄物運搬車両等の走行に伴う悪臭による周辺地域の生活環境への影響に配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とします。</p> <p>なお、施設の配置等の選定では、集落から離隔をとり、本施設による悪臭等への影響を低減するため、主に以下としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地北側に駐車場を配置し、焼却施設等の施設を南東寄りに設置する。 ・ごみピットを敷地境界から離隔し、プラットホームの出入口を南北から東西方向とする。 <p>また、施設の供用による悪臭については、ごみピット内の空気は燃焼用空気として使用する、ごみピット内は負圧を保つように燃焼空気量・換気量を制御する、プラットホーム出入口扉の開閉時間が短くなる扉方式を採用する等の対策を検討します。</p> <p>廃棄物運搬車両については、周囲に悪臭を拡散しない構造とすることや施設内で洗車等の対策を検討します。また、車両の走行ルートは国道 331 号から計画地に接続する搬入路を整備し、廃棄物運搬車両が集落内を往来しないようにする等の対策を検討します。</p>

知事意見	配慮書事業者の見解
<p>(3) 景観について</p> <p>事業実施想定区域の周辺には八重瀬町景観計画において雄大な海岸や海原を望むことができる眺望点とされている「具志頭城址」等の主要な眺望点が存在するほか、複数の住居及び学校等の多くの人々が日常的に生活及び利用する施設等が存在する。また、本配慮書対象事業では、最大想定でも 50m を超える視認性の高い構造物が生じる事業であることから、本配慮書対象事業の実施により、これら主要な眺望点及び身近な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。</p> <p>については、煙突をはじめとした構造物の配置の検討に当たっては、主要な眺望点及び身近な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握し、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した上で、景観の変化について配慮するとともに、八重瀬町景観計画との整合を図り、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。</p>	<p>煙突をはじめとした構造物の配置については、主要な眺望点及び身近な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握し、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した上で、景観の変化について配慮した計画とします。</p> <p>また、八重瀬町景観計画では、事業実施想定区域が主に位置する集落・農地景観地域は「誇りある伝統文化が息づく集落と、多様な農作物が創り出す農地が調和した景観形成」が基本方針として定められています。</p> <p>このため、事業計画の検討に当たっては、周辺景観と調和し圧迫感を与えないような形状、意匠とする、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の環境と調和した色彩とする、敷地外周の緑化に努める等の対策を検討し、八重瀬町景観計画との整合を図り、可能な限り景観への影響を回避・低減する計画とします。</p>
<p>3 方法書以降において講ずるべき措置について</p> <p>(1) 配慮書対象事業に係る位置・規模に関しては、環境衛生関係市町村理事協議会を経て選定した経緯があるが、本配慮書では、事業実施想定区域の選定過程の詳細が示されていない。</p> <p>については、方法書以降の環境影響評価図書では、対象事業実施区域等の選定経緯を詳細に記載すること。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価図書では、事業実施区域等の詳細な選定経緯を記載します。</p>
<p>(2) 事業計画における余熱の回収利用に当たっては、可能な限り最新の技術を採用し、発電等によって温室効果ガスの低減が図られるよう検討すること。また、廃棄物の排出抑制等、循環型社会の構築に向けた環境教育も併せて実施できる施設整備計画についても検討すること。</p>	<p>余熱の回収利用は、可能な限り最新の技術を採用します。</p> <p>また、環境教育も併せて実施できる施設整備計画の検討を行います。</p>

知事意見	配慮書事業者の見解
<p>(3) 工事計画について、「工法・工種」、「重機投入計画」、「資機材搬入計画」、「雨水排水計画」等の詳細な内容を明らかにすること。また、事業実施想定区域は石灰岩地質であることから、ごみピット設置に伴い掘削量の増加が想定される場合は、ランプウェイを設置する等、可能な限り土工量の発生抑制を検討し、水環境及び地形・地質等への影響を回避・低減する計画とすること。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価図書では、「工法・工種」、「重機投入計画」、「資機材搬入計画」、「雨水排水計画」等の詳細な工事計画を記載します。</p> <p>また、ごみピット設置に伴い掘削量の増加が想定される場合は、ランプウェイを設置する等、可能な限り土工量の発生抑制を検討し、水環境及び地形・地質等への影響を回避・低減する計画とします。</p>
<p>(4) 施設等の存在及び供用時において、降雨によって施設敷地から発生する雨水排水について、処理計画の詳細な内容を明らかにすること。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価図書では、降雨によって施設敷地から発生する雨水排水の詳細な処理計画を記載します。</p>
<p>(5) 事業実施想定区域及びその周辺の地質は、石灰岩質の基盤となっているが、多孔質で弱い地形と考えられる。また、同区域及び周辺の海岸には離水ノッチ等の重要な地形も存在することから、工事の実施に伴うこれら重要な地形・地質へ影響することが懸念される。ついては、地形・地質を環境影響評価項目として選定することを検討すること。また、地形の改変による影響の程度によっては、地下水等の水象への影響も懸念されることから、必要に応じて、地下水を含めた水象についても環境影響評価項目として選定することを検討すること。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価では、工事の実施により重要な地形・地質へ影響が生じるおそれがあると推測される場合には、「地形・地質」を環境影響評価項目として選定することを検討します。</p> <p>また、工事実施に伴い、地下水等の水象への影響が生じるおそれがあると推測される場合には、「水象」を環境影響評価項目として選定することを検討します。</p>
<p>(6) 工事の実施に伴う赤土等の水の濁りの発生が想定されることから、集水域等を含めた赤土等の対策施設の配置及び処理後排水の放流先について明らかにするとともに、濁水の地下水への流入の可能性の検討も踏まえ、赤土等による水の濁りを環境影響評価項目として選定することを検討すること。</p>	<p>赤土等流出防止計画を作成した上で、工事の実施を行います。また「赤土等による水の濁り」が地下水に影響を及ぼす恐れがある場合には、「赤土等による水の濁り」を環境影響評価項目として選定することを検討します。</p>
<p>(7) 事業実施想定区域に近接する海域は、沖縄県の自然環境の保全に関する指針において、ランクⅠの自然環境の厳正な保護を図る区域となっており、工事の実施に伴う赤土等による水の濁りによるこれら重要な海域への影響が想定されることから、その影響の程度により、海域生物及び生態系への影響が懸念される。ついては、海域生物及び生態系を環境影響評価項目として選定することを検討すること。</p>	<p>工事の実施により「赤土等による水の濁り」が発生し海域への影響が想定される場合には、「海域生物」及び「生態系」を環境影響評価項目として選定することを検討します。</p>

八重瀬町長、南城市長、糸満市長意見に対する配慮書事業者の見解

八重瀬町長意見	配慮書事業者の見解
<p>1. 配置複数案について</p> <p>配置案については、将来的な周辺の土地利用及び公害防止目標を考慮し決定すること。</p>	<p>配置案については、将来的な周辺の土地利用及び公害防止目標を考慮し、最終処分場が建設されるまでに畜産業が一時的に残存する場合にも集落から離隔をとれるため、集落への悪臭の影響を低減することが可能となることから、A案をベースとしました。</p>
<p>2. 公害防止計画について</p> <p>①大気質について</p> <p>焼却施設・マテリアルリサイクル施設の設計、機械設備等の選定に際しては、環境基準への影響等に配慮し、その影響を回避・低減する計画とすること。</p>	<p>焼却施設・マテリアルリサイクル施設の設計、機械設備等の選定に際しては、環境基準等の保全目標との整合に配慮し、その影響を回避・低減する計画とします。</p>
<p>②施設からの騒音、振動、悪臭、粉塵等について</p> <p>事業想定区域近くに高等学校及び集落があるため、特に騒音、振動、悪臭、粉塵等に関しては最大限配慮した計画とすること。</p>	<p>事業計画の検討に当たっては、騒音、振動、悪臭、粉塵等への影響に最大限配慮した計画とします。</p> <p>なお、施設の配置等の選定では、本施設による環境影響を低減するため、主に以下としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の影響が大きいマテリアルリサイクル推進施設を集落から離れた南側に配置するとともに、遮へい効果を考慮し、北側に焼却施設を設置する。 ・敷地北側に駐車場を配置し、焼却施設等の施設を南東寄りに設置する。 ・ごみピットを敷地境界から離隔し、プラットホームの出入口を南北から東西方向とする。 <p>廃棄物運搬車両の走行ルートは国道 331 号から計画地に接続する搬入路を整備し、廃棄物運搬車両が集落内を往来しないようにする等の検討を行い、可能な限り生活環境への影響を回避・低減する計画とします。</p>

八重瀬町長意見	配慮書事業者の見解
<p>3. 景観について</p> <p>①眺望点の抽出について</p> <p>計画段階配慮書において、主要な眺望点の抽出を遠景で評価をしているが、事業想定区域周辺集落等（自治会公民館、海岸）からの評価も行うこと。</p>	<p>景観について、計画段階環境配慮書では、既存資料調査から不特定多数の利用があり、事業実施想定区域が視認できる地点を代表的な眺望点として選定し、予測・評価を実施いたしました。方法書以降の手続きでは、現地調査等を行ったうえで代表的な眺望点や事業実施区域周辺の集落等の身近な眺望点を再選定し、予測・評価を行います。</p>
<p>②施設について</p> <p>建物構造や色彩等についても景観に配慮した計画とすること。</p> <p>また、煙突の高さについては圧迫感を与えないよう、可能な限り低く抑えた計画とすること。</p>	<p>事業計画の検討に当たっては、周辺景観と調和し圧迫感を与えないような形状、意匠とする、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の環境と調和した色彩とする、敷地外周の緑化に努める等の対策を検討し、可能な限り景観への影響を回避・低減する計画とします。</p> <p>また、煙突の高さについては圧迫感を与えないよう、可能な限り低く抑えた計画とします。</p>
<p>4. その他</p> <p>①交通関連について</p> <p>事業想定区域近くに高等学校及び集落があり、施設整備に伴う交通量の増加により、交通渋滞が懸念される。</p> <p>また施設完成後においては、将来的な交通量に配慮し、ごみ収集運搬車両がスムーズに施設内に搬入できる道路整備計画とすること。</p>	<p>工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行ルートは国道 331 号から計画地に接続する搬入路を整備し、廃棄物運搬車両等が集落内を往来しないようにする等の検討を行い、スムーズに施設内に搬入できる計画とします。</p>
<p>②その他</p> <p>地震、津波等の自然災害の対策等についても十分に検討を行うとともに、周辺住民の避難場所としての機能を備えていただきたい。</p> <p>当該計画地は、畜産事業者が存しており、事業実施においては事業者の意向と町の意見を聴取し、計画的な移転計画を立て、対応していただきたい。</p> <p>町の将来的な土地利用計画にも配慮していただきたい。</p>	<p>事業計画の検討に当たっては、浸水対策や災害時に緊急停止等が可能な施設整備、災害時の周辺住民の避難場所としての機能を計画していきます。</p> <p>本事業の実施に当たっては、畜産事業者の意向と町の意見を聴取し、できる限り意向に沿えるように協力していきます。また、計画的な町の将来的な土地利用計画にも配慮します。</p>

南城市長意見	配慮書事業者の見解
<p>環境影響評価（計画段階配慮書）に対する意見</p> <p>本市に提出された環境影響評価（計画段階配慮書）では「A案の施設配置計画」、「B案の施設配置計画」のそれぞれの配置計画における最大の環境負荷を前提として予測・評価されており、環境への影響に最大限配慮された計画段階環境配慮書であると認められる。</p> <p>従って、本市は、この環境影響評価（計画段階配慮書）については、適正に予測・評価されているものと判断する。</p>	<p>今後の方法書以降の手続きの中では、具体的な事業計画に基づき、引き続き適切な環境影響評価を行い、環境影響が想定される場合には、環境保全措置を検討し、影響への回避・低減を図ります。</p>

糸満市長意見	配慮書事業者の見解
<p>1 大気質、悪臭について</p> <p>計画施設は、大気汚染物質、有害物質の発生が想定される施設であるばい煙発生施設に該当するほか、ごみの貯留・処理に伴う悪臭の発生、誘引送風機、蒸気復水器、粗大ごみ破砕機などの設備の稼働に伴う騒音・振動、低周波音の発生が想定されます。</p> <p>本市の、事業実施想定区域から環境影響を受ける範囲（5.5km）とされる区域には、2つの自治会、学校等教育施設が2施設、病院が2施設、福祉施設が1施設、文化施設が2施設あり、大気汚染防止法に定められた排出基準を順守することのほか、有事の際には、本市の住民や関係者、事業者へ丁寧な説明等、細やかな対応をお願いします。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、大気質、悪臭、騒音、振動及び低周波音による生活環境への影響についても配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とします。</p> <p>なお、排ガスについては、住民からの関心が高く、法規制等で定められた基準よりも厳しい値を基準値とする事例が多いため、本事業においても近隣施設等における排ガス基準値を参考に検討し、法規制等で定められた基準よりも厳しい基準値を採用する予定です。</p> <p>また、有事の際には、糸満市等の住民や関係者、事業者へ丁寧な説明を行う等、細やかな対応を行います。</p>
<p>2 景観について</p> <p>環境影響を受ける範囲内には平和祈念公園が存在し、季節を問わず、県内外より多くの方が慰霊に訪れます。平和の礎付近からは、事業実施想定区域を眺望することができます。可能な限り煙突のボリューム軽減を図るほか、周辺環境と調和した施設とするよう要望します。</p>	<p>煙突をはじめとした構造物の配置については、方法書以降の環境影響評価図書で、平和祈念公園等の主要な眺望点や身近な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握し、眺望景観の変化の状況等を予測したうえで、景観の変化に配慮した計画とします。</p> <p>また、事業計画の検討に当たっては、周辺景観と調和し圧迫感を与えないような形状、意匠とする、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の環境と調和した色彩とする、敷地外周の緑化に努める等の対策を検討し、可能な限り景観への影響を回避・低減する計画とします。</p>
<p>3 その他</p> <p>構成6市町から多くの塵芥収集車が集まるため、搬入時に渋滞することが予測されます。車両待機場所についても、適切に確保いただき、スムーズな搬入が実施できるよう要望します。</p>	<p>事業計画の検討に当たっては、車両待機場所を適切に確保し、塵芥収集車等がスムーズに搬入できるような計画とします。</p>

一般の意見に対する配慮書事業者の見解

一般の意見	配慮書事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・長年住民を悩ませた畜産の悪臭問題解決を図る為推奨し、誘致決定に至った。との説明ですが環境アセスメント評価で検討するのではなく誘致段階において環境など考案されるべきではないか、誘致における計画性が明確に思えないのである。 	<p>誘致段階での詳細な環境影響評価は実施していませんが、計画段階環境配慮書は、事業計画の早期段階において事業が与える環境影響について検討し、重大な環境影響を明らかにするものと位置付けられております。</p> <p>また、今後、方法書以降の手続きの中で、具体的な事業計画に基づき環境影響評価を行い、環境影響が想定される場合には、環境保全措置を検討し、影響への回避・低減を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価について、建設の配置 A 案：住宅地に近く粉塵・音・精神面や圧迫感・威圧感・悪臭など懸念される。(建物の大きさや、住宅地との距離感などの評価) が無い。 ・B 案：自然環境への影響の懸念・景観への影響・漁港への風評被害を懸念されます。 	<p>計画段階環境配慮書は、事業計画の早期段階において事業が与える環境影響について検討し、重大な環境影響を明らかにするものと位置付けられており、粉じん、騒音、自然環境（動物、植物等）等の計画段階配慮書で選定しなかった環境影響評価項目については、方法書以降の手続きで検討いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・学校から畜産地の距離と・上空からの景観は評価されているが、国定指定公園具志頭浜から見た景観評価がされていない。最も懸念する津波の予測、台風の被害や高潮などの予測評価がなされていないのではないのでしょうか。 	<p>景観について、計画段階環境配慮書では、既存資料調査から不特定多数の利用があり、事業実施想定区域が視認できる地点を代表的な眺望点として選定し、予測・評価を実施いたしました。方法書以降の手続きでは、現地調査等を行ったうえで地点を再選定し、予測・評価を行います。</p> <p>地震、津波、台風等の影響は沖縄県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象ではありませんが、自然災害に対しては浸水対策や災害時に緊急停止等が可能な施設整備を計画していきます。</p>

※沖縄県環境影響評価条例の主旨に基づき、環境の保全の見地からのご意見以外への見解は差し控えさせていただきます。

一般の意見	配慮書事業者の見解
<p>1. 環境の保全の見地からの意見 施設配置計画 (A 案、B 案) のどちらにも賛成できない。</p> <p>2. 上記意見の理由 予定地は、海岸及び港川集落と隣接していて、集落と土地の高低差もほとんどない平地である。その為住民からすると新炉の建造物はすごい圧迫感があると思われる。</p> <p>また、都市計画区域外となっていて、騒音・振動等それぞれの法に基づく規制地域に指定されていないということで、方法書以降の手続きで検討するとしているが、国道から入る搬入車両及びその他の関係車両の数は、これまでその道路を利用していた車両の数と比較にならない車両数であるから、当然、騒音、振動、空気汚染は十分考えられる。</p>	<p>景観について、計画段階環境配慮書では、既存資料調査から不特定多数の利用があり、事業実施想定区域が視認できる地点を代表的な眺望点として選定し、予測・評価を実施いたしました。方法書以降の手続きでは、現地調査等を行ったうえで地点を再選定し、予測・評価を行います。</p> <p>また、計画段階環境配慮書は、事業計画の早期段階において事業が与える環境影響について検討し、重大な環境影響を明らかにするものと位置付けられており、廃棄物運搬車両等の走行に係る環境影響については、方法書以降の手続きで検討いたします。</p> <p>なお、一般国道 331 号から計画地に接続する搬入路を整備し、廃棄物運搬車両等は集落内を走行させない計画としています。</p>
<p>1. 環境の保全の見地からの意見 事業実施想定区域及び周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場が存在しないというのは、認識不足だと考えている。</p> <p>2. 上記意見の理由 近くの砂場やイノーは、天気の良い日や休日に保育園児や学童の遊び場となっている。また、家族連れで海水浴やイノー遊びを楽しむ姿もよく見かける。釣りに来る小、中、高校生、サーフボードやハングライダーを楽しむ人達も多い。地域住民だけでなく、自然親しむ人達の場が減らされていくと思う。都市計画区域外であるならばむしろその地域の特性を生かすような土地利用を考えるべきであると思うからです。</p>	<p>計画段階環境配慮書は、事業計画の早期段階において事業が与える環境影響について検討し、重大な環境影響を明らかにするものと位置付けられており、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響については、方法書以降の手続きで検討いたします。</p>

※沖縄県環境影響評価条例の主旨に基づき、環境の保全の見地からのご意見以外への見解は差し控えさせていただきます。